

令和元年度

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策のうち林業労働力強化対策事業

応募事業に対する企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえた総評

■本事業の趣旨

本事業は、体質強化計画に参画する林業経営体等を対象に、安全衛生装備・装置の導入および安全衛生に関する研修の経費補助を行って、安全で衛生的な働き方改革を実践する職場づくりを支援し、林業労働力の確保に向けた取り組みを推進するものです。

安全で衛生的な職場環境の確保に向けた取り組みは、現場技能者や地域の林業経営体が必要とする安全衛生装備・装置の導入と林業労働安全衛生に関する研修の実施をセットとして行います。

■取り組み事業

1) 空調服導入について

事業の目的である地域の森林・林業環境に適合した安全衛生装備・装置の選択と、地域における新たな安全衛生装備・装置の普及を考慮して、導入製品を1社に限定せず複数社の製品を導入試行し、製品ごとの機能性、着心地、耐久性、維持管理の容易さなどの評価を行って、これから導入する機器の望ましい製品の選択を可能とすること。また、どの程度の外気温まで活用できるか評価を行うこと。

空調服は、機能性アンダーウェアとのセットで、その効果が大きく異なる。このため、空調服と機能性アンダーウェアのマッチングも検討課題とすること。

また、空調服のファンの位置によっては、刈払い機の排ガスを吸い込み、災害につながることもあるので、用途に合わせた空調服の選択を検討すること。

2) 無線システムの導入について

作業場における相互通信をはかる小型トランシーバー・無線装置（ハンディー型・ハンドマイク型等）は、既に多くの林業経営体が自費で導入しているシステムで、先進的な取り組み、ならびに新たに地域へ普及拡大をはかる安全衛生装備・装置とは言えないため補助対象外とする。

ただし、ヘルメット一体型機（ショック・高温警報アラーム付きなど）、ならびに最新のイヤーマフ一体型の無線機は、まだ普及していない無線システムで新規性が高く、本機からの有線ケーブル接続が無いなど今後の普及が期待できるので補助対象とする。

3) 防護ズボンについて

防護ズボンは、公募要領において「労働安全規則で装備・装着が義務づけられているヘルメットや防護ズボン等は補助対象外」と明記しているため、補助対象外とする。

4) かかり木処理機材

かかり木処理用の小型エンジンウインチは、軽量の補助具をセットで導入しないと事業効果が低いので、補助具の導入も十分検討すること。

かかり木処理による災害は、処理道具が現場にはあるが使用しなかったことで発生する事例も多いため、導入した小型エンジンウインチを必ず使ったかかり木処理を行うこと。

■研修計画

導入した安全衛生装備・装置の地域への普及に配慮して、導入機器を使用した研修の取り組み、あるいは研修会場で導入品を展示説明するなど、積極的な普及啓発に取り組むこと。

■事業の普及啓発について

本事業を広域に普及啓発するために、「林業労働力強化対策事業実績報告書」のほかに、導入した安全衛生装備・装置の「機能性・装着感・耐久性・維持管理・課題および改良のポイントなど」を取りまとめた情報発信を行うこと。